毎週火・金曜日発行

6月29日

D

置にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)

北緯三四度五四分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点 (日本測地系による位

(水曜日)

を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

会 (以下「委員会」という。) の承認を受けた船舶 (以下「承認船舶」という。) げる期間内に行うまぐろまきえづり等については、山口県日本海海区漁業調整委員

一にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲 置にあっては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)

平成 28 年

○漁調委告示 漁業法第六十七条第一項の規定による指示

目

次

報

山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

おり指示する。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、 次のと

平成二十八年六月二十九日

山口県日本海海区漁業調整委員会

長 塩 谷 正 人

指示の内容

- 錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐろの採捕を まきえづり等」という。)は、禁止する。 目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為(以下「まぐろ 次のA、B、 C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、
- 置にあっては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点) 北緯三五度○三分──秒東経一三─度一三分五─秒の点 (日本測地系による位
- 置にあっては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点、 北緯三五度○三分一一秒東経一三一度○○分五一秒の点 (日本測地系による位
- 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点 (日本測地系による位 (Ξ)

C

e 北緯三五度○○分○一秒東経一三一度○六分五一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五八分二○秒東経一三一度○七分分○○秒の点) おによる位置にあっては、北緯三四度五八分二○秒東経一三一度○七分五○秒の点) ・ 北緯三四度五十分○一秒東経一三一度○六分五一秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三四度五八分二○秒東経一三一度○八 九系による位置にあっては、北緯三四度五八分二○秒東経一三一度○七分○○秒の点) ・ 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度○六分五一秒の点(日本測地平系による位置にあっては、北緯三四度五八分二○秒東経一三一度○九 九分○○秒の点) ・ 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度○五分○一秒の点(日本測地平系による位置にあっては、北緯三四度五八分二○秒東経一三一度○五分○一秒の点(日本測地平のによる位置にあっては、北緯三四度五八分二○秒東経一三一度○五分一○秒の点)	本の名、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域を、のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域を、方一〇秒の点) 本による位置にあっては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点) 大石〇秒の点) 本による位置にあっては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点) 本による位置にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点(日本測地系による位置にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点) 本語三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇六分〇一秒の点(日本測地本系による位置にあっては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点)	海域
日まで ・ 日まで ・ 一月三十六日か ・ 一九年	日まで 一 円	期間
	五ら年	IBJ

□の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなけれ

=